

建設コンサルタント業務等における入札・契約手続き に関するガイドライン

<土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務>

平成 2 1 年 4 月
中 部 地 方 整 備 局

<平成21年11月11日手持ち業務量制限追記>

者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。(但し、この場合、経歴について証明がなされていなければならない。)

- ・ なお、応募要件の時点で実績として認めた場合であっても、特定時のヒアリングにおいて、当該業務実績に主体的に関わっているか等について確認を行い、実績として認められない場合は、企画提案書を特定しないこと。
- ・ 業務実績は、1件以上の実績を応募要件として設定するが、特定要件として業務実績の評価を行うため、3件の実績の提出を求めること。

3) 手持ち業務量に関する要件

原則として、次の事項を応募要件として設定する。

- ① 管理技術者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計は2億円未満、件数は5件未満とする。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を応募要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務(5百万円以下程度)の場合。

イ) 業務内容が、過去に例の少ないもの等の理由により、適切な同種又は類似業務が設定出来ない場合。

本要件は、応募要件に設定する。特定要件には設定しない。

なお、「手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。」とは、技術者の手持ち業務の制限量を記載しているものであり、契約金額が4億円以上、又は、件数が10件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

同様に調査基準価格を下回る金額で落札した業務を手持ち業務として有する場合には契約金額が2億円以上、又は、件数が5件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 難度が高い詳細設計業務等のように照査が特に重要な業務については、照査技術者に対し、応募要件を設定することができる。
- ・ 大規模な業務(1億円以上)等については、金額又は件数を適宜、変更し設定することができる。

- ・ 地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
- ・ 特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
- ・ 業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務又は都道府県等における業務あるいは関連する経験等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
- ・ 業務実績については、必要に応じて業務実績を証明する資料を添付資料として求めることとするが、証明する資料が添付されていない場合でも、技術者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。（但し、この場合、経歴について証明がなされていなければならない。）
- ・ 業務実績は、1件以上の実績を競争参加資格要件として設定するが、業務成績の評価を行うため、3件の実績の提出を求めること。

3) 手持ち業務量に関する要件

原則として、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

- ① 管理技術者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計は2億円未満、件数は5件未満とする。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を競争参加資格要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（5百万円以下程度）の場合。

イ) 業務内容が、過去に例の少ないもの等の理由により、適切な同種又は類似業務が設定出来ない場合。

本要件は、競争参加資格要件のみに設定する。

なお、「手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。」とは、技術者の手持ち業務の制限量を記載しているものであり、契約金額が4億円以上、又は、件数が10件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

同様に調査基準価格を下回る金額で落札した業務を手持ち業務として有する場合には契約金額が2億円以上、又は、件数が5件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

4) 手持ち業務量に関する要件

原則として、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

- ① 管理技術者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計は2億円未満、件数は5件未満とする。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を応募要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（5百万円以下程度）の場合。

本要件は、応募要件として設定する。

なお、「手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。」とは、技術者の手持ち業務の制限量を記載しているものであり、契約金額が4億円以上、又は、件数が10件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

同様に調査基準価格を下回る金額で落札した業務を手持ち業務として有する場合には契約金額が2億円以上、又は、件数が5件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 根拠が明確に出来る場合は、金額又は件数について変更し設定することができる。

5) 恒常的な雇用関係に関する要件

業務特性等から、雇用関係にないものが管理技術者となる可能性が懸念される場合、又は中立・公正性や守秘性等の競争参加資格要件を求め業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、次の事項を競争参加資格要件として設定することができる。

- ① 本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

本要件は、競争参加資格要件のみに設定する。

4) 手持ち業務量に関する要件

原則として、次の事項を応募要件として設定する。

- ① 管理技術者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計は2億円未満、件数は5件未満とする。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を応募要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（5百万円以下程度）の場合。

「手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。」とは、技術者の手持ち業務の制限量を記載しているものであり、契約金額が4億円以上、又は、件数が10件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

同様に調査基準価格を下回る金額で落札した業務を手持ち業務として有する場合には契約金額が2億円以上、又は、件数が5件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 根拠が明確に出来る場合は、金額又は件数について変更し設定することができる。

5) 恒常的な雇用関係に関する要件

業務特性等から、雇用関係にないものが管理技術者となる可能性が懸念される場合、又は中立・公正性や守秘性等の応募要件を求め業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、次の事項を応募要件として設定することができる。

- ① 本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

本要件は、応募要件のみに設定する。